

## 小中学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法に明記されているように、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、給食を通じた食育の推進を図ることが目的となっている。

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費とその運営に要する経費以外については、学校給食費として、基本的には保護者負担となっている。このように、学校給食費は、「義務教育は、これを無償とする。」と定めた日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により無償化されている授業料や教科書代とは取扱いが異なっている。

少子化への対応が我が国の重要な課題となっている中、子育て世帯の経済的負担の軽減は国を挙げて取り組むべき施策と考える。特に近年においては、急激な物価高騰など子育て世帯の経済的負担は増加の一途をたどっており、その対応が急がれるところである。

全国では、保護者負担軽減のため、給食費の一部又は全部を補助する自治体が増加しているが、自治体の財政状況等により事業の継続性や教育環境に格差が生じており、全国の義務教育諸学校において給食費の無償化を実現するためには、国の関与が不可欠である。

よって、国においては、子育て世帯の経済的負担の軽減と食育の推進のため、小中学校の給食については、その質を確保した上で、国の財政負担により無償化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

生 駒 市 議 会